

### 令和3年度介護報酬改定に関する資料（運営等基準編）

基準改正により新設又は改正された規定について掲載しています。

- ・表の構成は、次のとおりですが、これによらない場合もあります。

左側：基準省令 右側：共通資料の「留意事項通知（居宅サービス等）」の該当箇所

留意事項通知に修正がある場合は、共通資料の「留意事項通知等の正誤」の該当箇所

- ・下線は改正部分を示しています。
>
- ・基準は厚生労働省令を掲載していますが、枚方市条例も同様の改正が行われています。

#### (1) 訪問入浴介護

| 指定居宅サービスの事業の一般原則   |  |
|--|--|
| <p>(指定居宅サービスの事業の一般原則)</p> <p>第三条 指定居宅サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。</p> <p>2 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。</p> <p><u>3 指定居宅サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>4 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p> <p><b>【改正省令の附則】</b><br/> <u>(虐待の防止に係る経過措置)</u><br/>           第二条 この省令の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、第一条の規定による改正後の居宅サービス等基準（以下「新居宅サービス等基準」という。）第三条第三項（中略）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」（中略）とする。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 4ページの3の(1)</li> </ul> |

| 運営規程  |  |
|---|--|
| <p>(運営規程)</p> <p>第五十三条 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかななければならない。</p> <p>一 事業の目的及び運営の方針</p> <p>二 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>三 営業日及び営業時間</p> <p>四 指定訪問入浴介護の内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>五 通常の事業の実施地域</p> <p>六 サービスの利用に当たっての留意事項</p> <p>七 緊急時等における対応方法</p> <p>八 <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p>九 その他運営に関する重要事項</p> <p><b>【改正省令の附則】</b><br/> <u>(虐待の防止に係る経過措置)</u><br/>           第二条 この省令の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、(中略)</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 16ページの3の(5)</li> <li>・ 5ページの(19)</li> </ul> |

|  |  |
|--|--|
| <p><u>新居宅サービス等基準（中略）第五十三条（中略）の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。</u></p> |  |
|--|--|

**勤務体制の確保等**

|   |   |
|---|---|
| <p><u>（勤務体制の確保等）</u><br/> <u>第五十三条の二 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問入浴介護を提供できるよう、指定訪問入浴介護事業所ごとに、訪問入浴介護従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。</u><br/> <u>2 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに、当該指定訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者によって指定訪問入浴介護を提供しなければならない。</u><br/> <u>3 指定訪問入浴介護事業者は、訪問入浴介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定訪問入浴介護事業者は、全ての訪問入浴介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u><br/> <u>4 指定訪問入浴介護事業者は、適切な指定訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><b>【改正省令の附則】</b><br/> <u>（認知症に係る基礎的な研修を受講に関する経過措置）</u><br/> <u>第五条 この省令の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新居宅サービス等基準第五十三条の二第三項（中略）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。</u></p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 16ページの3の(6)</li> <li>• 5ページの(21)</li> <li>• 正誤のNo. 10</li> </ul> |
|---|---|

**業務継続計画の策定等**

|   |   |
|---|---|
| <p><u>（業務継続計画の策定等）</u><br/> <u>第三十条の二 指定訪問入浴介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問入浴介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u><br/> <u>2 指定訪問入浴介護事業者は、訪問入浴介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u><br/> <u>3 指定訪問入浴介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</u></p> <p><b>【改正省令の附則】</b><br/> <u>（業務継続計画の策定等に係る経過措置）</u><br/> <u>第三条 この省令の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新居宅サービス等基準第三十条の二（中略）の規定の適用については、これら</u></p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 17ページの(7)</li> </ul> |
|---|---|

の規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

## 衛生管理等

(衛生管理等)

第三十一条 指定訪問入浴介護事業者は、訪問入浴介護従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所の指定訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

3 指定訪問入浴介護事業者は、当該指定訪問入浴介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定訪問入浴介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うことができるものとする。)をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、訪問入浴介護従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定訪問入浴介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定訪問入浴介護事業所において、訪問入浴介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

### 【改正省令の附則】

(居宅サービス事業者等における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

第四条 この省令の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新居宅サービス等基準第三十一条第三項(中略)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

- ・ 19ページの(8)
- ・ 9ページの(23)

## 掲示

(掲示)

第三十二条 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

2 指定訪問入浴介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定訪問入浴介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

- ・ 11ページの(24)

## 地域との連携等

(地域との連携等)

第三十六条の二 指定訪問入浴介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定訪問入浴介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

- ・ 11ページの(29)

|  |  |
|--|--|
| <p>2 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問入浴介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問入浴介護の提供を行うよう努めなければならない。</p> |  |
|--|--|

**虐待の防止**

|  |   |
|--|---|
| <p><u>(虐待の防止)</u><br/> <u>第三十七条の二</u> 指定訪問入浴介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 当該指定訪問入浴介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、訪問入浴介護従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>二 当該指定訪問入浴介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。</p> <p>三 当該指定訪問入浴介護事業所において、訪問入浴介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</p> <p>四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p> <p><b>【改正省令の附則】</b><br/> <u>(虐待の防止に係る経過措置)</u><br/>     第二条 この省令の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、第一条の規定による改正後の居宅サービス等基準（以下「新居宅サービス等基準」という。）第三条第三項及び第三十七条の二（中略）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」と（中略）する。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 21ページの(9)</li> <li>• 12ページの(31)</li> </ul> |
|--|---|

**電磁的記録等**

|  |  |
|--|--|
| <p><u>(電磁的記録等)</u><br/>     第二百七十七条 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この省令の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第十一条第一項（第三十九条の三、第四十三条、第五十四条、第五十八条、第七十四条、第八十三条、第九十一条、第一百五條、第一百五條の三、第百九條、第百九條、第百四十條（第百四十條の十三において準用する場合を含む。）（中略）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁氣的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</p> <p>2 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この省令の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁氣的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 75ページの第5</li> </ul> |
|--|--|